

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十四号

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則

社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和四十八年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表の備考2 を次のように改める。

租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の社会福祉施設等措置費用徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後における措置に係る費用の徴収について適用し、同日前における措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。